

報告第12号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月29日 提出

日出町長 本田博文

- 1 和解の相手方 日出町在住 個人（1名）
- 2 和解の要旨 町は責任割合により相手方に損害賠償金96,000円を支払い、相手方は責任割合により町に損害賠償金175,000円を支払うもの。
- 3 事件の概要 令和5年3月20日午前10時20分、日出町中央公民館駐車場において、社会教育課所管の公用車が通路部分を前進にて走行中、駐車場枠より後退してきた相手車両と接触した。自車は左側方中央下部が、相手車両は後方右が損傷した。
- 4 専決年月日 令和5年5月30日